

那覇市下水道使用料の改定

【説明資料】

※下水道使用料の外税表示化に伴い水道料金も外税表示にします。
水道料金は端数処理のため若干の減額となっております。

那覇市上下水道局

下水道使用料改定の必要性

下水道事業(汚水)は、受益者である使用者からの使用料にて経費を賄い経営を行う独立採算制をとることが原則とされています。

本市は、平成16年度に下水道使用料を改定して以降、平成17年度に水道事業と組織統合を行い下水道事業に公営企業法を適用し経費削減等の経営努力を図ってきたことから、消費税改定以外では改定を行っておりません。平成20年度に県の汚水処理負担金（沖縄県流域下水道維持管理負担金）の単価が43円/m³から47円/m³（年間約1.4億円の負担増）に増額改定された後も、使用料を据え置いてきました。

しかしながら、現在、本市の下水道事業(汚水)の運営は、これまでの施設整備に活用してきた多額の企業債（借金）の返済を抱えており、毎年、その元金償還を行いながら、同時に、建設改良費に充てるため新たに起債（借入）を行っております。

また、本市の下水道（汚水）は、現状で污水管の普及率も約98%と高く、今後は普及率増による使用料収入の大幅な増も見込めないうえに、将来予測される人口減少等による使用料収入減や、本土復帰前後に整備した下水道施設の経年化が順次増加することに伴う維持管理、改築についても多額の資金が必要になってくると考えております。

この様な中、令和2年10月に県へ支払う流域下水道維持管理負担金（汚水処理負担金）が、47円/m³から50円/m³（年間約1億円の負担増）に改定されたことからさらなる費用増となっており、令和3年度の決算では、利益がほぼない状況でした。

本来なら、負担金の増額に伴い直ちに下水道使用料の改定をすべきでしたが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して、これまで改定を先延ばししてきました。

そのため、利益が減少し、企業債の償還や施設の維持管理、改築や地震対策などに必要な費用を十分に確保することが難しくなっております。

下水道は、市民生活を支える重要な生活基盤の一つであり、健全で持続可能な事業経営が求められることから、これらの状況を踏まえ、下水道使用料の改定を行いました。

今回の下水道使用料改定により、県流域下水道維持管理負担金の増額への対応や企業債残高を減額していくために新たな企業債の抑制を図ること、経年化等で今後増大する下水道施設の維持管理や更新、地震対策などの施設整備を進めてまいります。

用語解説

- **企業債とは**、地方公営企業が建設、改良等に要する資金に充てるための借入です。令和3年度末で約67億円の企業債残高があります。
- **流域下水道とは**、2つ以上の市町村の区域にわたる広域的な下水道で、流域内の各市町村から発生する汚水を効率的に集めて終末処理する下水道のことです。
- **流域下水道維持管理負担金とは**、都道府県が建設、維持管理を行う流域下水道に対して、関連市町村が費用の一部を負担するもの。那覇市の汚水は、沖縄県の中部流域下水道である那覇浄化センターにて処理されており、汚水量に応じて維持管理負担金を支払っています。

下水道（污水）の役割

■ 生活環境の整備（街をきれいにする）

下水道ができると家庭（台所、浴室、トイレ、洗たく）などから出される汚れた水が家のまわりにたまらなくなり、蚊やハエの発生や、くさいにおいもなくなり、街がきれいになります。

■ トイレの水洗化

下水道があるとトイレを水洗にすることができます。

水洗トイレにするときれいで、においも無く快適にトイレが使えます。

■ 水質の保全

汚れた水がそのまま流れ、河川や海を汚していましたが、下水道で汚い水を集めて処理場できれいにしてから流すことにより、河川や海を汚さず、魚や小鳥などの住む豊かな自然を守ります。

污水私費の原則

■ 污水私費の原則

「污水私費」とは、污水は原因者や受益者が明らかなことから、私費（使用料）により負担すること。

那覇市の下水道事業の概要

【表1】

項目	単位	令和3年度
行政区域内人口 A（人）	人	317,191
利用可能人口 B（人）	人	311,725
下水道処理人口普及率（B/A）×100	%	98.3
利用人口 C（人）	人	301,241
水洗化率（C/B）×100（接続率）	%	96.6
整備面積（污水事業）	ha	3,519.2
整備延長（污水事業）	km	591.6

ポンプ場の整備状況（污水施設） 【表2】

名称	供用開始	ポンプ数
赤嶺污水中継ポンプ場	S63/ 8	3
具志污水中継ポンプ場	H 6/ 6	3
宇栄原マンホールポンプ場	H 8/12	2
城南マンホールポンプ場	H12/ 2	2
赤田マンホールポンプ場	H13/ 5	2
松川マンホールポンプ場	H13/ 5	2
仲井真マンホールポンプ場	H17/ 3	2
当蔵マンホールポンプ場	H17/ 3	2
久場川マンホールポンプ場	H18/ 5	2
銘苅マンホールポンプ場	H19/ 3	2

那覇市の下水道施設の主なものとしては、赤嶺污水中継ポンプ場、具志污水中継ポンプ場の2か所の污水中継ポンプ場があります。

污水は高いところから低いところへ流れる力で自然に流れるようになっていますが、浄化センターに送るまでの間には自然に流れない低いところもあります。そこで中継ポンプ場で污水を高いところまで押し上げて浄化センターまで流れるようにします。

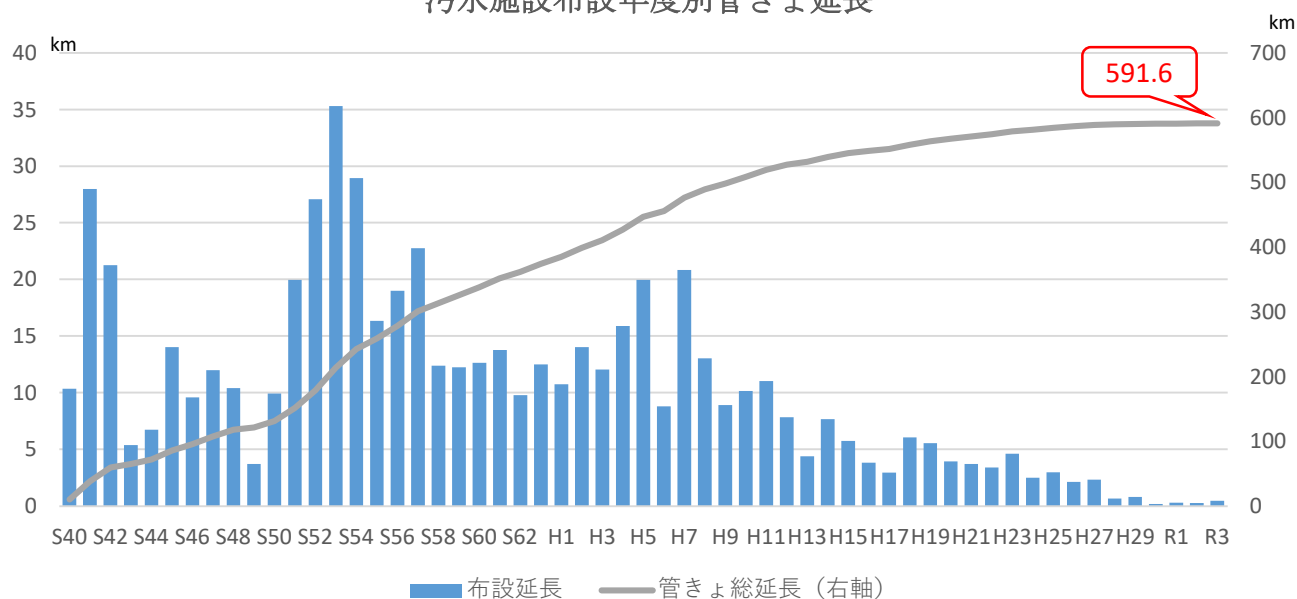
また、中継ポンプ場より規模の小さいマンホールポンプ場が8カ所あります。

污水を浄化センターへ送る管きょも令和3年度末、約591.6Kmあり、下水道処理人口普及率も約98%、水洗化率（接続率）も約97%と整備も進んでおります。

管きょの経年化が進んでいきます。

汚水施設布設年度別管きょ延長

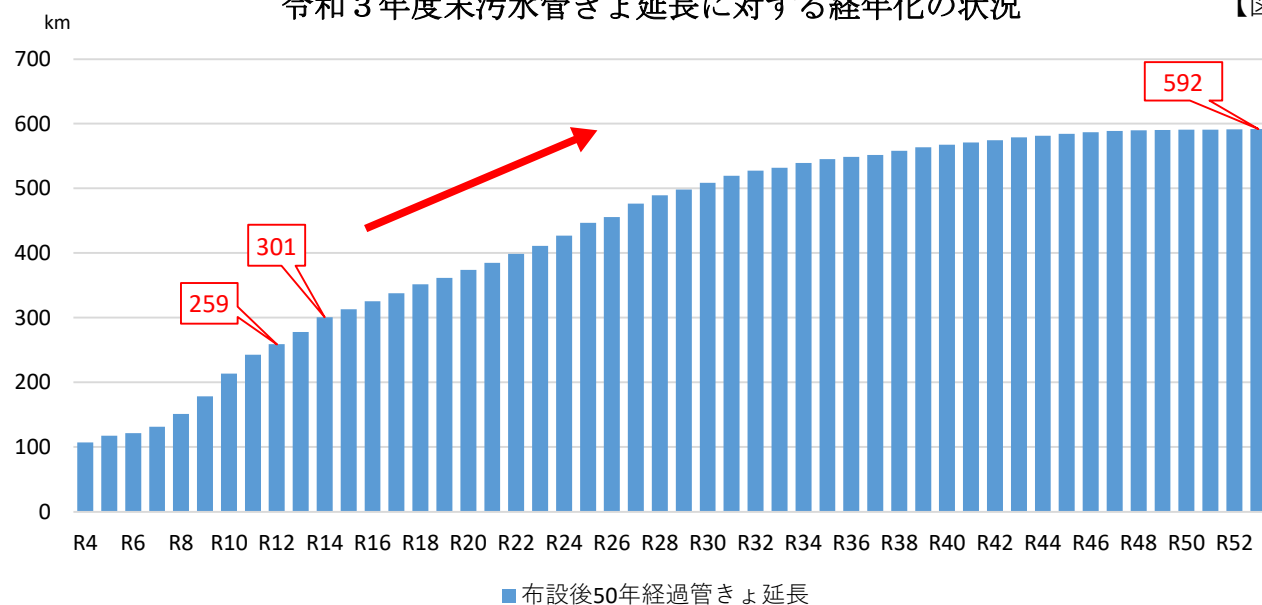
【図1】



下水道事業は、昭和53年度に管きょ布設延長が最も長く、令和3年度末での整備延長は、591.6Kmとなっております。

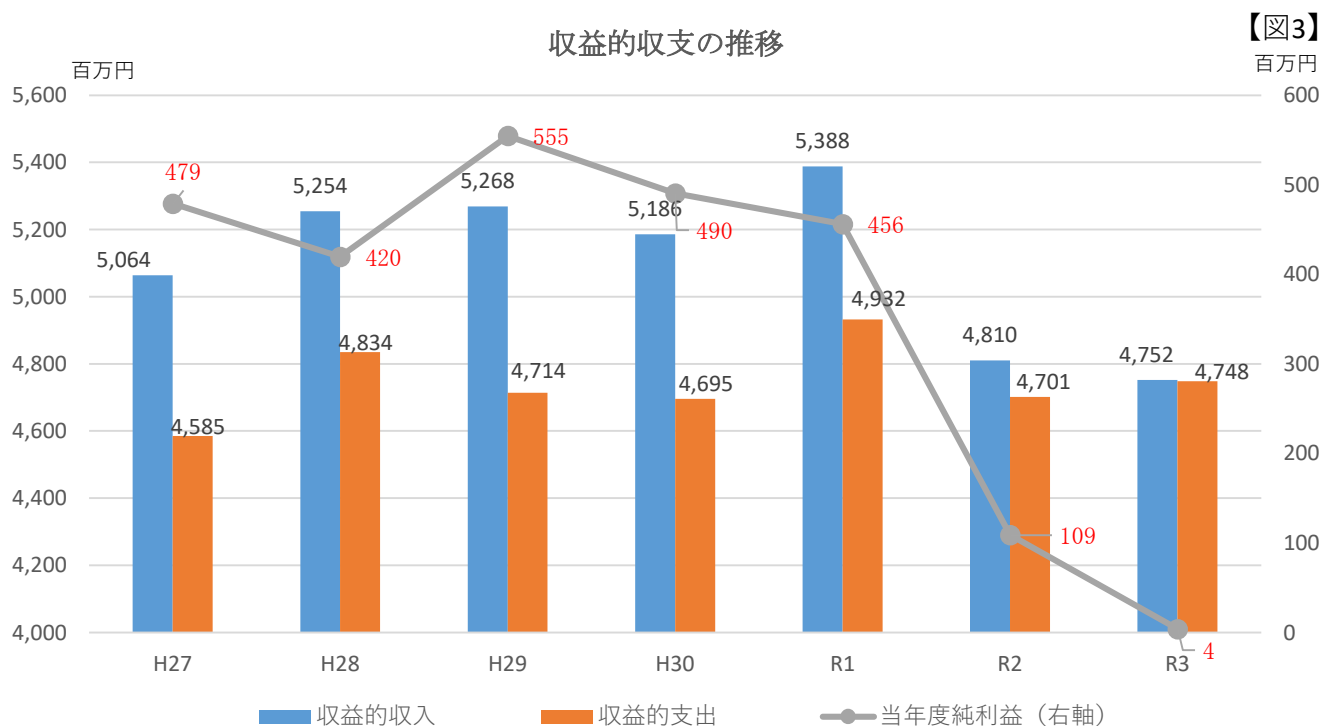
令和3年度末汚水管きょ延長に対する経年化の状況

【図2】



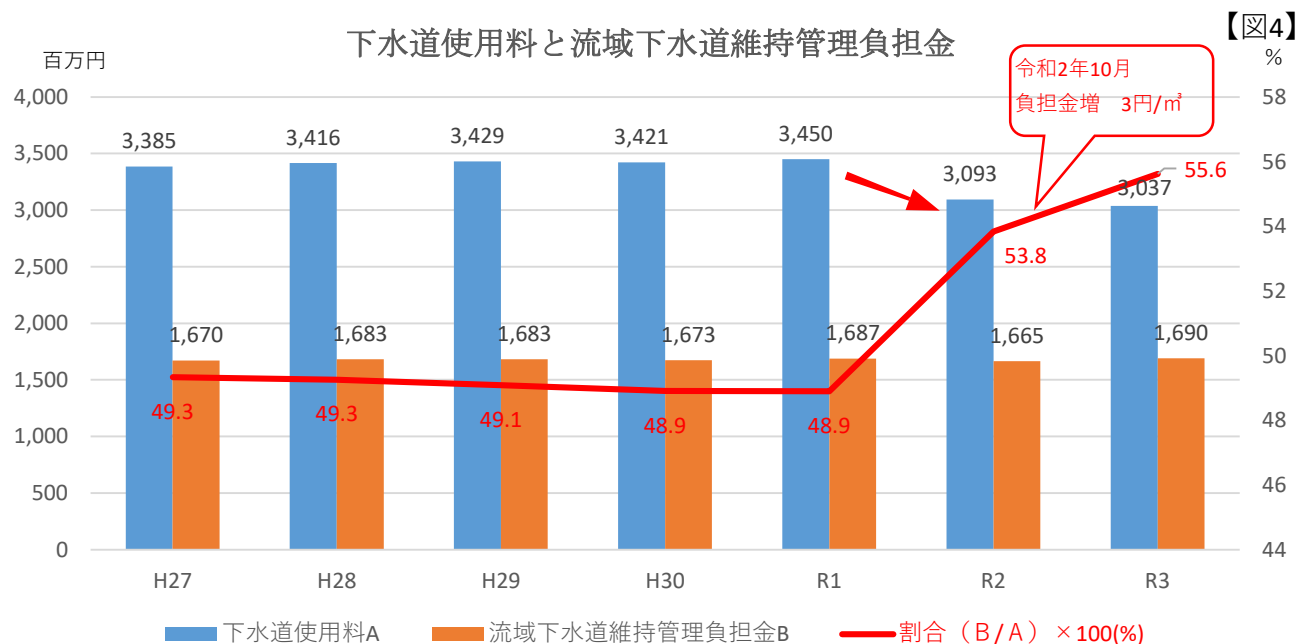
令和8年以降、経年化する管きょが急速に多くなっていきます。
令和12年には、約44%（約259km）が経年化し、令和14年度には、全体の約51%（約301Km）の管きょが経年化します。

純利益が大きく減少しています。



令和2年度、3年度は、コロナ禍の影響による収益の減少や県へ支払う流域下水道維持管理負担金（污水处理負担金）の増額に伴う費用増により純利益が減少しております。

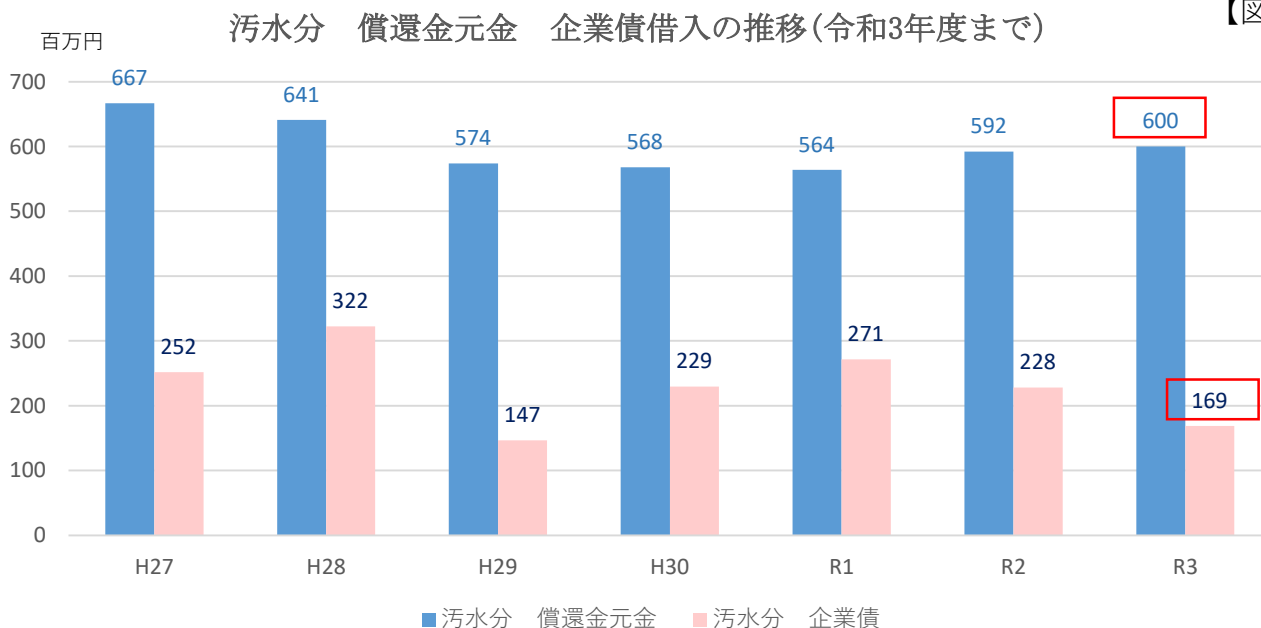
下水道使用料収入の多くを維持管理負担金として支出しています。



県へ支払う流域下水道維持管理負担金の増額に伴い、下水道使用料（収入）に占める流域下水道維持管理負担金（支出）の割合が50%を超えています。

毎年、企業債（借金）の償還（返済）をしながら、新しく起債（借金）をしています。

【図5】



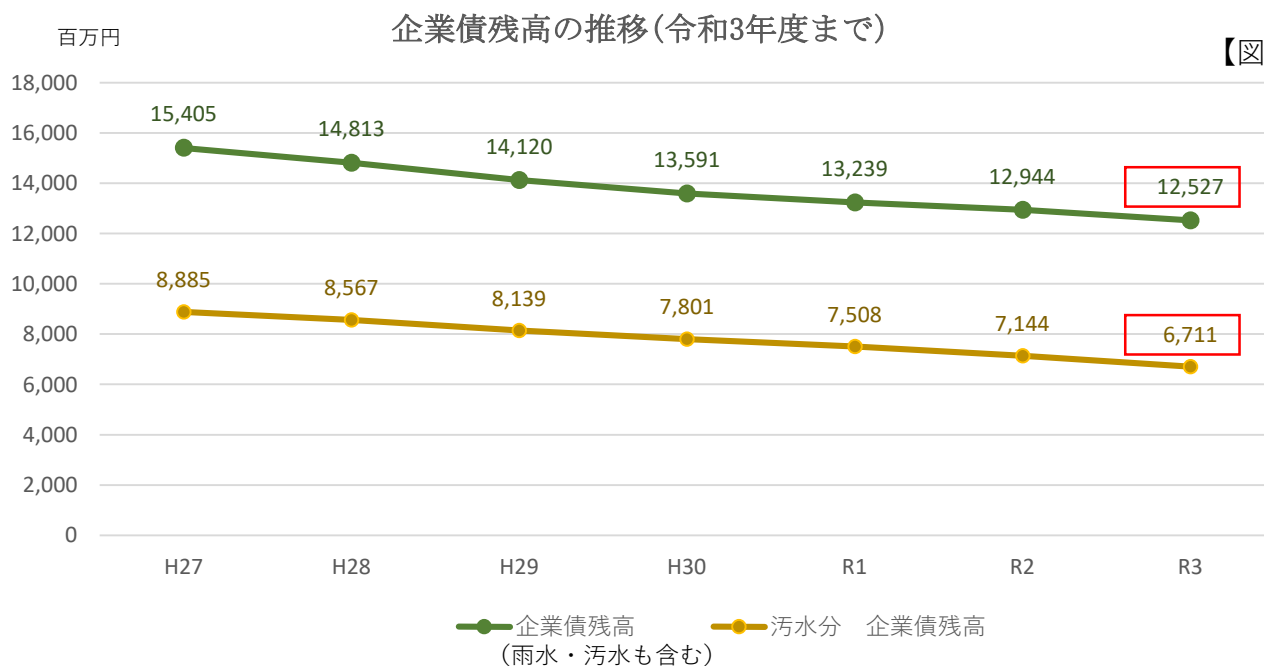
毎年、新たな企業債（借金）を起こしながら、過去の企業債を償還（元金返済）しています。

令和3年度 償還金元金（返済） 約6億円

令和3年度 新たな企業債（借金） 約1.7億円

企業債（借金）残高が多くあります。

【図6】



企業債残高は、減少傾向にありますが、令和3年度末で約125億円（雨水・汚水）があります。その内、下水道事業（汚水）での企業債残高は、約67億円です。

毎年、新たな企業債（借金）を起こすため、企業債残高は減少しにくい傾向になります。

下水道使用料改定の目的

- ① 県の流域下水道維持管理負担金の増額への対応。
- ② 新たな企業債（起債）を抑制し、企業債残高の縮小を図る。
- ③ 今後、管きょの経年化が進んでいくことから、継続して施設の維持管理や更新、地震対策などの施設整備を図るため。

改定の内容

- ① 下水道使用料改定：平均改定率 約7.3%増

平均改定率=

$$\frac{((\text{改定後の総使用料収入額}-\text{改定前の総使用料収入額}) \div \text{改定前の総使用料収入額}) \times 100}{}$$

- ② 使用料を内税方式から外税方式へ変更

下水道使用料の対照表

【表3】

【表3】

現行			改定後（新料金）			
種別 \ 区別	排出汚水水量	税込※金額	種別 \ 区別	排出汚水水量	税抜※金額	（参考） 税込金額
基本料金	0㎡～ 10㎡まで （基本水量）	639円	基本使用料	0㎡	512円	563.2円
従量使用料 （1㎡あたり）	11㎡～ 30㎡まで	85円	従量使用料 （1㎡あたり）	1㎡～ 5㎡まで	10円	11.0円
	31㎡～ 50㎡まで	101円		6㎡～ 10㎡まで	12円	13.2円
				11㎡～ 15㎡まで	86円	94.6円
	51㎡～ 100㎡まで	138円		16㎡～ 25㎡まで	88円	96.8円
				26㎡～ 35㎡まで	92円	101.2円
				36㎡～ 50㎡まで	103円	113.3円
				51㎡～ 100㎡まで	136円	149.6円
				101㎡～ 300㎡まで	160円	176.0円
	101㎡～ 300㎡まで	165円		101㎡～ 300㎡まで	160円	176.0円
301㎡～ 1,000㎡まで	200円	301㎡～ 1,000㎡まで	194円	213.4円		
1,001㎡～ 8,000㎡まで	210円	1,001㎡～ 8,000㎡まで	202円	222.2円		
8,001㎡～	220円	8,001㎡～	210円	231.0円		

※改定後は条例中の料金表の表示を内税（税込み）表示から外税（税抜き）表示に変更します。

※改定後の使用料金は（基本使用料＋従量使用料）を算出して最後に消費税分の10%を加算します。

【改定後の使用料計算】（例） 1 か月 25m³の排出汚水の場合

基本使用料					512円
従量使用料	1m ³ ～5m ³	5m ³	×	10円	= 50円
	6m ³ ～10m ³	5m ³	×	12円	= 60円
	11m ³ ～15m ³	5m ³	×	86円	= 430円
	16m ³ ～25m ³	10m ³	×	88円	= 880円
合計		25m ³			1,932円（税抜き）
					2,125円（税込み）

【表4】

改定後（新料金）のモデルケースごとの下水道使用料

（1ヵ月、税込み）

モデルケース	汚水水量 (m^3)	現行① (税込)	改定後② (税込)	差額 (②－①)
単身世帯	5	639円	618円	-21円
一般家庭2名世帯	10	639円	684円	45円
一般家庭3名世帯	15	1,064円	1,157円	93円
一般家庭4名世帯	20	1,489円	1,641円	152円
一般家庭5名世帯	25	1,914円	2,125円	211円

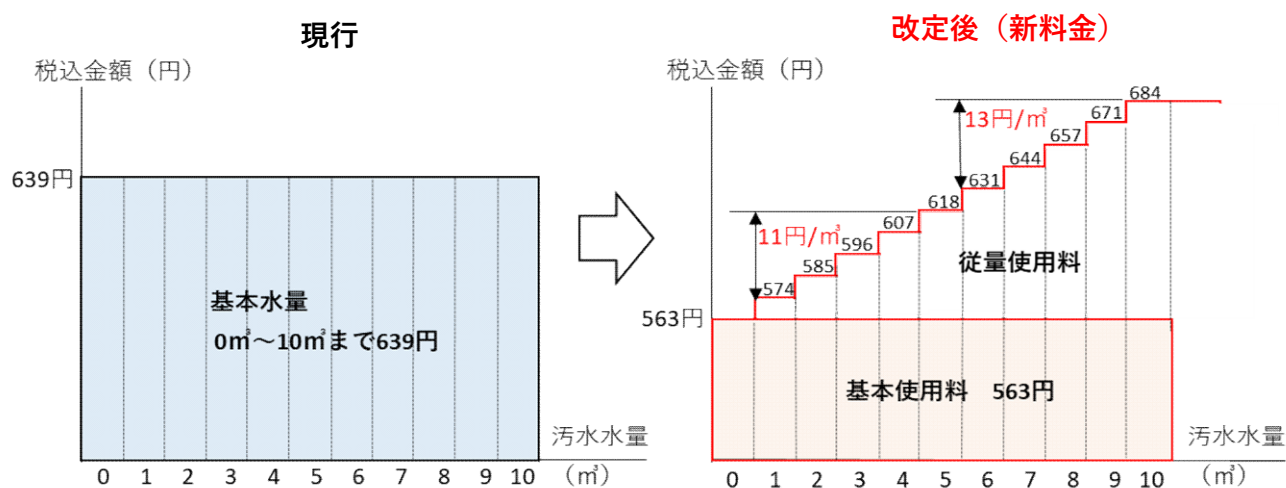
※一人あたりの排出汚水量を $5\text{m}^3/\text{月}$ と仮定しております。③ 基本水量（ $10\text{m}^3/\text{月}$ まで同額）の廃止

（理由）現行の下水道使用料では、排出汚水量 10m^3 未満の利用者と $10\text{m}^3/\text{月}$ の利用者の使用料が税込み639円と同額となっている。

少量使用者の負担感を軽減するため、現行で排出汚水量が 10m^3 まで同額となっている基本水量を廃止し、新たに、基本使用料（563円）と $1\text{m}^3\sim 5\text{m}^3$ まで、 $6\text{m}^3\sim 10\text{m}^3$ までの従量使用料の水量区分を設ける。

簡易比較図

【図7】



（現行） $0\text{m}^3/\text{月} \Rightarrow 639\text{円}$
 $5\text{m}^3/\text{月} \Rightarrow 639\text{円}$
 $10\text{m}^3/\text{月} \Rightarrow 639\text{円}$

（改定） $0\text{m}^3/\text{月} \Rightarrow 563\text{円}$
 $5\text{m}^3/\text{月} \Rightarrow 618\text{円}$
 $10\text{m}^3/\text{月} \Rightarrow 684\text{円}$

④ 従量使用料の水量区分を細かい設定とする

(理由) 現在の下水道使用料金体系表を水道料金体系表に概ねあわせることで、よりわかり易くする。

簡易比較表

【表5】

現行		改定後（新料金）		(参考)
区別 種別	排出汚水水量 7区分		区別 種別	水道料金の 従量水量区分 9区分
基本水量	0m ³ ～ 10m ³ まで			1m ³ ～ 5m ³ まで
従量使用料 (1m ³ あたり)	11m ³ ～ 30m ³ まで		従量使用料 (1m ³ あたり)	6m ³ ～ 10m ³ まで
				11m ³ ～ 15m ³ まで
	31m ³ ～ 50m ³ まで			16m ³ ～ 25m ³ まで
				26m ³ ～ 35m ³ まで
	51m ³ ～ 100m ³ まで			36m ³ ～ 50m ³ まで
	101m ³ ～ 300m ³ まで			51m ³ ～ 100m ³ まで
	301m ³ ～ 1,000m ³ まで			101m ³ ～ 300m ³ まで
	1,001m ³ ～ 8,000m ³ まで			301m ³ ～
	8,001m ³ ～			1,001m ³ ～ 8,000m ³ まで
				8,001m ³ ～

※従量使用料の区分を現行の7区分から11区分へ変更します。

※基本水量を廃止します。

改定時期

令和5年6月分から適用（請求は令和5年8月）

① 市民への周知期間を経て、令和5年4月改正条例の施行



② 令和5年6月分（請求は令和5年8月）の下水道使用料から適用

料金比較一覧表 水道料金は口径13・20mmで算定しています。

水量	現行（税込）			新料金案（税込）					
	水道	下水道	合計①	水道	現行との差額	下水道	現行との差額	水道・下水道 合計②	現行との差額 （②-①）
0㎡	631	639	1,270	631	0	563	△ 76	1,194	△ 76
1㎡	687	639	1,326	686	△ 1	574	△ 65	1,260	△ 66
2㎡	743	639	1,382	741	△ 2	585	△ 54	1,326	△ 56
3㎡	799	639	1,438	796	△ 3	596	△ 43	1,392	△ 46
4㎡	855	639	1,494	851	△ 4	607	△ 32	1,458	△ 36
5㎡	911	639	1,550	906	△ 5	618	△ 21	1,524	△ 26
6㎡	1,015	639	1,654	1,010	△ 5	631	△ 8	1,641	△ 13
7㎡	1,119	639	1,758	1,115	△ 4	644	5	1,759	1
8㎡	1,223	639	1,862	1,219	△ 4	657	18	1,876	14
9㎡	1,327	639	1,966	1,324	△ 3	671	32	1,995	29
10㎡	1,431	639	2,070	1,428	△ 3	684	45	2,112	42
15㎡	2,161	1,064	3,225	2,160	△ 1	1,157	93	3,317	92
20㎡	3,041	1,489	4,530	3,040	△ 1	1,641	152	4,681	151
25㎡	3,921	1,914	5,835	3,920	△ 1	2,125	211	6,045	210
30㎡	5,011	2,339	7,350	5,009	△ 2	2,631	292	7,640	290
40㎡	7,371	3,349	10,720	7,368	△ 3	3,703	354	11,071	351
50㎡	9,911	4,359	14,270	9,909	△ 2	4,836	477	14,745	475
100㎡	24,061	11,259	35,320	24,044	△ 17	12,316	1,057	36,360	1,040
200㎡	54,861	27,759	82,620	54,844	△ 17	29,916	2,157	84,760	2,140
300㎡	85,661	44,259	129,920	85,644	△ 17	47,516	3,257	133,160	3,240
400㎡	118,361	64,259	182,620	118,314	△ 47	68,856	4,597	187,170	4,550
500㎡	151,061	84,259	235,320	150,984	△ 77	90,196	5,937	241,180	5,860
1,000㎡	314,561	184,259	498,820	314,334	△ 227	196,896	12,637	511,230	12,410
2,000㎡	641,561	394,259	1,035,820	641,034	△ 527	419,096	24,837	1,060,130	24,310
4,000㎡	1,295,561	814,259	2,109,820	1,294,434	△ 1,127	863,496	49,237	2,157,930	48,110
10,000㎡	3,257,561	2,094,259	5,351,820	3,254,634	△ 2,927	2,214,296	120,037	5,468,930	117,110

（補足） △記号は、マイナス表示です。

（補足） 下水道使用料改定に伴い、水道料金についても条例中の料金表を内税表示から外税表示に変更しました。これにより、水道料金は若干の減額になりました。